

**草津白根山(白根山(湯釜付近)及び本白根山)の
火山活動が活発化した場合の避難計画
(火口周辺地域)**

平成31年 4月19日

草津白根山防災会議協議会

内容

1	計画の基本的事項	1
1.1	目的等	1
(1)	計画の目的	1
(2)	計画の位置付け	1
1.2	草津白根山の概要・監視観測体制	1
(1)	草津白根山の概要	1
(2)	監視観測体制等	2
1.3	想定火山現象・噴火シナリオ・噴火警戒レベル	3
(1)	草津白根山で想定される火山現象	3
(2)	草津白根山噴火シナリオ	5
(3)	噴火警戒レベル	6
1.4	避難計画の基本的事項	13
(1)	火口周辺規制及び入山規制の範囲	13
(2)	噴火警戒レベルに応じた避難対象範囲と避難対象者	14
2	事前対策	16
2.1	防災体制の構築	16
(1)	県及び町村の体制	16
(2)	噴火警戒レベルと防災対応の概要	16
(3)	あらかじめ実施する安全対策	19
(4)	規制看板等設置	20
2.2	情報伝達体制の構築	21
(1)	火山に関する予報・警報・情報	21
(2)	噴火警報等の伝達系統図	22
(3)	火山異常現象発見の通報	23
(4)	現場誘導員による現地観測体制（現場誘導員を配置した場合）	24
2.3	避難のための事前対策	24
(1)	避難の基本的な考え方	24
(2)	火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準	25
(3)	避難勧告等の伝達方法	26
(4)	避難対象地域及び避難場所、避難経路（方向）	27
(5)	白根山（湯釜付近）山頂部からの避難経路	30
(6)	避難手段の確保	30
2.4	救助体制の構築	30
(1)	救助に関する情報共有体制	30
(2)	医療体制の整備	31
(3)	ヘリポート及び医療機関	31
2.5	避難促進施設	32

3	噴火時等の対応.....	33
3. 1	異常現象により噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合の対応.....	33
(1)	防災体制.....	33
(2)	情報収集・伝達.....	33
(3)	白根山頂付近からの登山者・観光客等の避難誘導.....	34
(4)	道路・登山道規制.....	35
(5)	規制看板の設置.....	37
3. 2	異常現象により噴火警戒レベルが2から3に引き上げられた場合の対応.....	39
(1)	防災体制.....	39
(2)	情報収集・伝達.....	39
(3)	登山者・観光客等の避難誘導.....	39
(4)	町村職員の登山道等への配置.....	39
(5)	道路・登山道規制.....	40
(6)	規制看板設置.....	40
3. 3	突発的に噴火が発生した場合の対応.....	41
(1)	防災体制.....	41
(2)	情報収集・伝達.....	41
(3)	草津白根山頂付近の登山者・観光客等の避難誘導.....	42
(4)	町村職員の登山口等への配置.....	43
(5)	下山者からの情報収集.....	43
(6)	緊急的な避難所の開設.....	43
(7)	道路・登山道.....	43
(8)	規制看板設置.....	43
3. 4	救助活動.....	43
(1)	行方不明者の把握.....	43
(2)	救助活動の体制.....	44
(3)	医療活動.....	45
3. 5	災害対策基本法に基づく警戒区域.....	45
3. 6	報道機関への対応.....	45
(1)	草津町.....	45
(2)	群馬県・長野県・嬭恋村・中之条町・長野原町・高山村・山ノ内町...	45
4	緊急フェーズ後の対応.....	46
4. 1	規制範囲の縮小又は解除.....	46
4. 2	風評被害対策.....	46
5	平常時からの防災啓発と訓練.....	47
5. 1	防災啓発.....	47
(1)	住民、登山者・観光客等への防災啓発.....	47
(2)	平常時からの登山者・観光客等への周知.....	47
5. 2	防災訓練.....	47

1 計画の基本的事項

1. 1 目的等

(1) 計画の目的

草津白根山は白根山（湯釜付近）及び本白根山等を包括した総称である。草津白根山の火山活動が活発化し、白根山（湯釜付近）及び本白根山で噴火した場合、火口周辺に多大な影響を及ぼす火山現象は、火山ガス、噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流（火砕サージ）及び融雪型火山泥流等である。これらの火山現象には、発生してから短時間で影響を及ぼし、登山者・観光客等の生命に対する危険性が極めて高いものもあり、発生前から各種規制及び避難に関する事項を具体的に定めておくことが重要である。

本計画は、草津白根山が噴火し噴石及び降灰が発生し、又は噴火の可能性が高まった場合に、草津白根山防災会議協議会（以下、「協議会」という。）を構成する草津町をはじめとする関係県及び関係町村並びに関係防災機関が連携協力し、火口周辺に存在する登山者・観光客等の安全を確保し、迅速かつ円滑な避難対応がとれる体制を講ずることを目的とする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、活火山対策特別措置法に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を踏まえ、火山単位の統一的な避難計画として協議会において策定するものであり、本計画で定める事項について、協議会に属する県及び町村の地域防災計画や防災関係機関の防災業務計画等に反映することにより、実効性のある警戒避難体制を推進するものである。

なお、本計画では、噴火警戒レベル2又は3が発表された場合、又は突発的に噴火が発生した場合を対象とする。

1. 2 草津白根山の概要・監視観測体制

(1) 草津白根山の概要

草津白根山は群馬県と長野県の県境にあり、西端部の最高所付近に白根山・逢ノ峰・本白根山等の火砕丘群が南北に並ぶ。白根山火砕丘頂部には北東から南北に並ぶ水釜、湯釜、涸釜（かれがま）の3火口湖がある。

草津温泉をはじめ、硫気孔・温泉に富み、硫化水素を発生する噴気活動がある。

過去1万年間における噴火活動において、8500年前に香草（かくさ）溶岩の噴出、3000年前に殺生（せっしょう）溶岩の噴火が発生している（早川・由井，1989）。最近3000年以降は、小規模な噴火を繰り返している。

有史以降の最も古い噴火は1805年の湯釜火口内で発生したもので、その後1983年まで白根山山頂火口（湯釜、水釜、涸釜及びその周辺を含む500mの範囲）で時折、火口周辺に噴石を飛散させる程度の水蒸気噴火が発生している。2018年1月23日には本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生し、噴石により死者1名、重症3名、軽症8名の被害が生じている。

(2) 監視観測体制等

① 体制

草津白根山では、気象庁、東京工業大学、国土地理院、国土交通省関東地方整備局、防災科学技術研究所及び草津町の観測機材が設置されている。

気象庁は、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するため、地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測機器を設置し、他機関の観測機器のデータとあわせ、火山監視・警報センターにおいて 24 時間体制で常時観測・監視している。

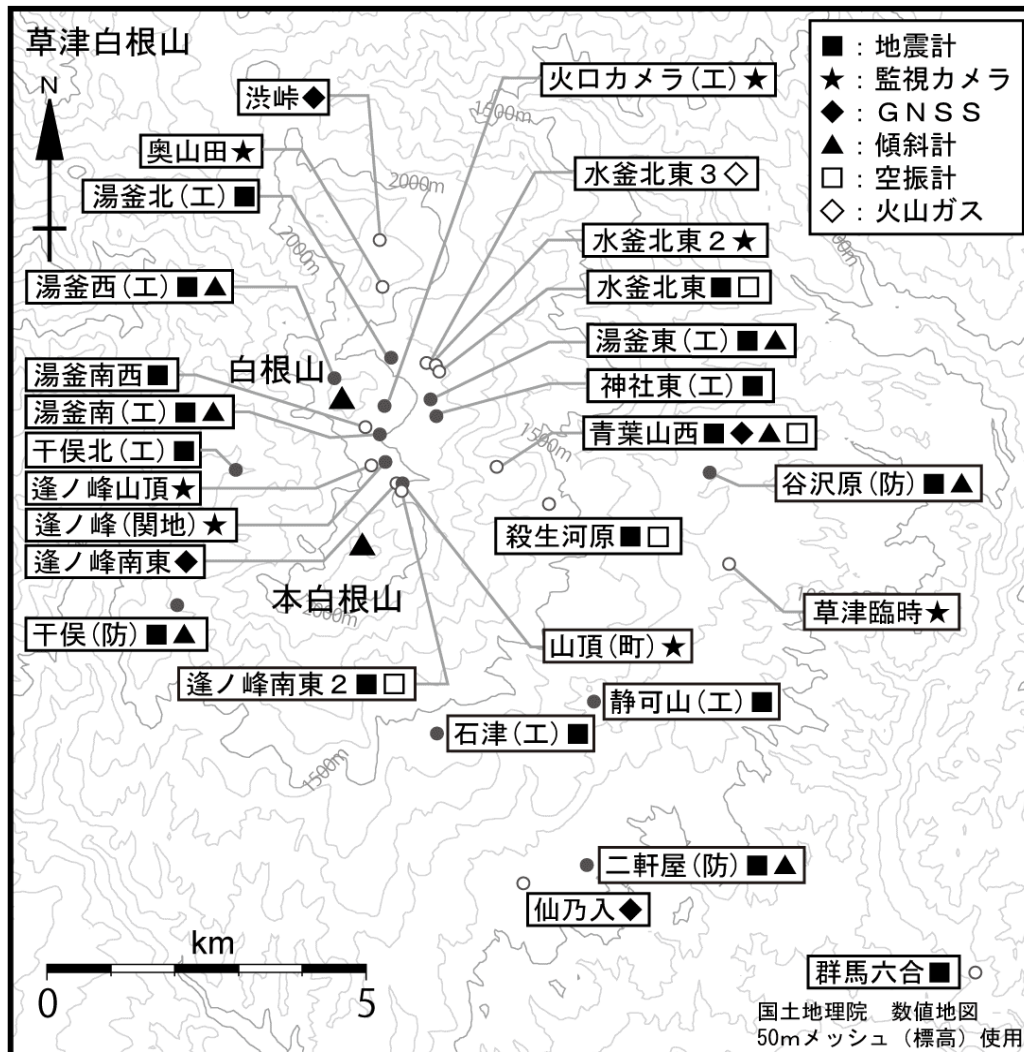
なお、本白根山の噴火を受け臨時の観測点を含め、地震計、空振計、監視カメラの常時観測点を増強し、観測データの解析と火山活動の監視強化を行っている。

また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に出向いて計画的に調査観測を行い、火山活動の高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想される場合には、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。

② 観測点配置図

図1 観測点配置図



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
 (国): 国土地理院、(防): 防災科学技術研究所、(工): 東京工業大学、(関地): 関東地方整備局、(町) 草津町

1. 3 想定火山現象・噴火シナリオ・噴火警戒レベル

(1) 草津白根山で想定される火山現象

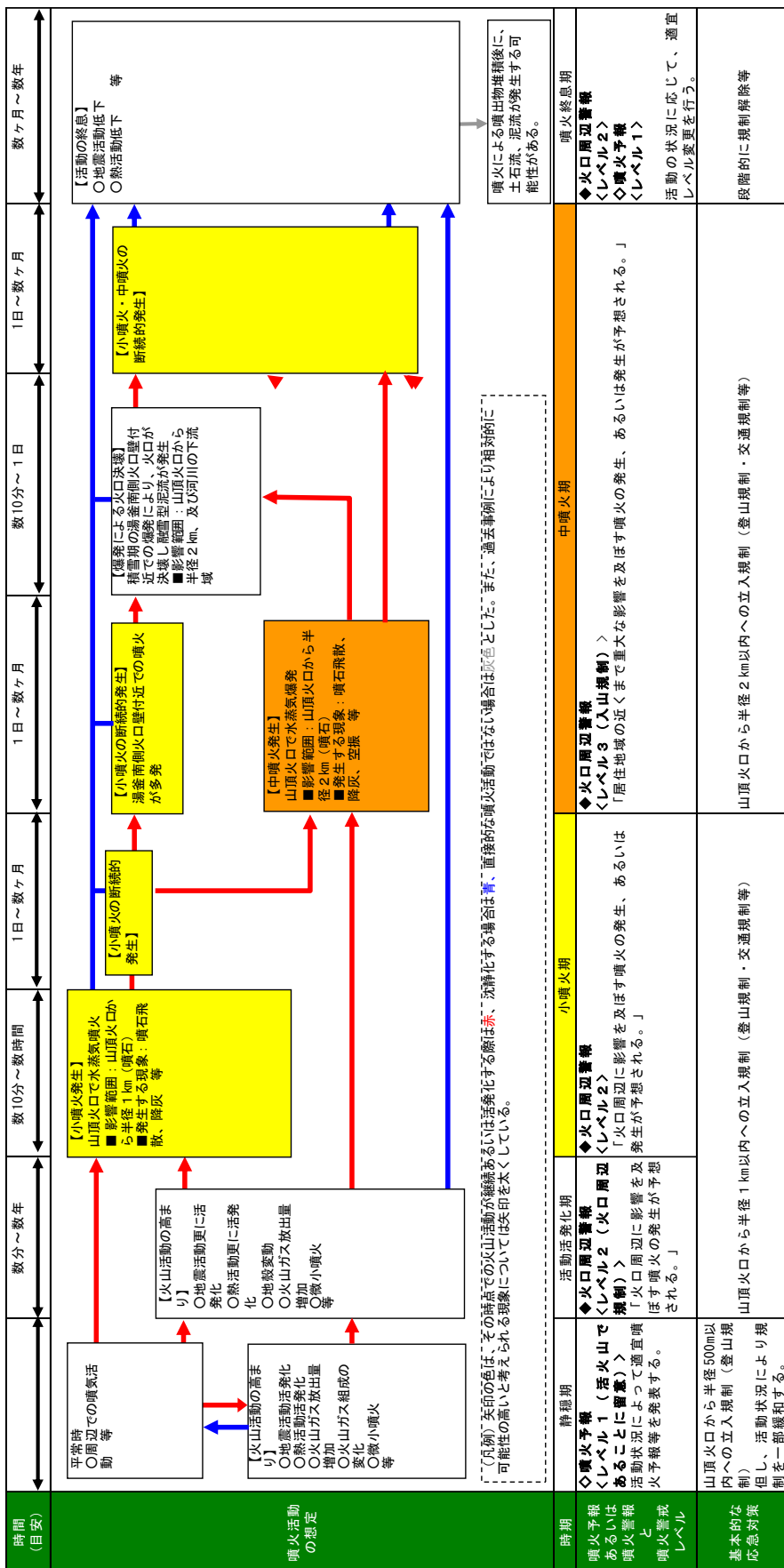
表1 草津白根山で想定される火山現象

大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約50cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口から概ね4km以内に限られるが、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
小さな噴石・火山灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分~十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。

	火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
溶岩流	マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。
火砕流	高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十 km から百数十 km、温度は数百℃にも達する。火砕流から身を守ることは不可能で、噴火警報等を活用した事前の避難が必要。
融雪型火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速 60km を超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい火山現象である。積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前にあらかじめ避難が必要。
火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火山ガス	火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼす。
空振	爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

(2) 草津白根山噴火シナリオ

図2 草津白根山のシナリオフロー図 (小～中噴火ケース)



(注) ここでは噴石とは、風の影響を受けず弾道を描いて飛散する大きな噴石をさす。また、降灰には火山灰の他、風の影響を受ける小さな噴石を含むこととする。
(これはひとつの想定であり、必ずしも起こりうる全ての現象やその推移を網羅したものではない。)

(3) 噴火警戒レベル

図3-1 草津白根山（白根山（湯釜付近））噴火警戒レベル（リーフレット（表））

草津白根山の噴火警戒レベル

しらねさん ぬがま ふきん
(白根山(湯釜付近))

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

■ 草津白根山（白根山（湯釜付近）） 噴火警戒レベルに対応した規制範囲

草津白根山(白根山(湯釜付近)) 北西上空から撮影

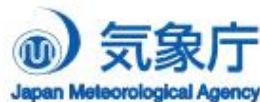
- 草津白根山は、主に湯釜を中心とした水蒸気爆発で、噴石の飛散、泥水の噴出、火山灰の噴出が発生しやすい火山です。また、火山泥流を生じやすいという特徴があります。
- 水蒸気爆発は前兆現象が捉えにくく、注意が必要です。

規制緩和時に通行可能な登山道

- 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。
- レベル5（避難）： 危険な居住地域からの避難・立入規制
- レベル4（避難準備）： 警戒が必要な居住地域からの避難準備・立入規制
- レベル3（入山規制）： 登山禁止・入山規制
湯釜火口から2km以内立入規制
- レベル2（火口周辺規制）： 火口周辺立入規制
湯釜火口から1km以内立入規制
- レベル1（活火山であることに留意）： 火口付近立入規制
湯釜火口から500m以内立入規制
(火山活動の状況に応じて一部登山道に懸って規制緩和)
- 居住地域の境界：

※注釈
太線「道」は、車道
細線「道」は、登山道


■ この図は噴火警戒レベルに対応した主な登山道・避難対象区域を示しています。
 ■ 登山道の規制については、主なものを表示しています。
 ■ レベル1は、活動状況に応じて一部登山道に懸って規制緩和が行われています。
 ■ 各レベルの具体的な規制範囲等については、地域防災計画などで定められていますので、各町村にお問い合わせください。
 (※)： 国道292号の殺生河原駐車場前から天狗山レストハウス前の区間は、レベル2または3で規制されることもあります。
 草津白根山の噴火警戒レベルは草津白根山防災会議協議会（草津町、嬭恋村、中之条町の地元自治体等）と調整して作成しました。



問い合わせ先
気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター
TEL：03-3212-8341(内線 4536) <https://www.jma.go.jp/>
 ■ 前橋地方気象台 TEL: 027-896-1220 <https://www.jma-net.go.jp/maebashi/>
 ■ 長野地方気象台 TEL: 026-232-3773 <https://www.jma-net.go.jp/nagano/>

図3-2 草津白根山（白根山（湯釜付近））噴火警戒レベル（リーフレット（裏））

平成19年12月1日運用開始
平成30年3月16日改正



草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 ●山頂火口から噴火が発生し、概ね3km以内に大きな噴石飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口から噴火が発生し、半径2km程度まで大きな噴石が飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生。 過去事例 有史以降の事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口から小噴火が発生し、半径1km程度まで大きな噴石が飛散。 過去事例 1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：南東斜面で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・湯釜火口から約550mまで飛散 ●地震多発等により、小噴火の発生が予想される。 過去事例 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 1997年5月：噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、湯釜火口およびその周辺をいう。表中の距離は、湯釜火口の中心からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

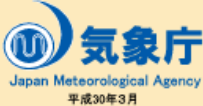


表2 草津白根山（白根山（湯釜付近）噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし 約 18,000 年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約 2km の元山近くまで到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。 住民は通常的生活。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口から噴火が発生し、半径 2 km 程度まで大きな噴石が飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし

	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口から小噴火が発生し、半径1 km程度まで大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：南東斜面で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・涸釜火口から約550mまで飛散 地震多発等により、小噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 1997年5月：噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表中の距離は、湯釜火口の中心からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

図4-1 草津白根山（本白根山）噴火警戒レベル（リーフレット（表））

草津白根山 もとしらねさん (本白根山) の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



草津白根山(本白根山) 白根火山ロープウェイ山麓駅から撮影

■草津白根山(本白根山) 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5（避難）： 危険な居住地域からの避難・立入規制

レベル4（避難準備）： 警戒が必要な居住地域からの避難準備・立入規制

レベル3（入山規制）： 登山禁止・入山規制
火口から2km以内立入規制

レベル2（火口周辺規制）： 火口周辺立入規制
火口から1km以内立入規制

レベル1（活火山であることに留意）

居住地域の境界：



赤点線内は2018年1月23日噴火の分布域を示す。黒印(●)は火口列。

●この図は噴火警戒レベルに対応した主な登山道・避難対象区域を示しています。

●登山道の規制については、主なものを表示しています。

●各レベルの具体的な規制範囲等については、地域防災計画などで定められていますので、各町村にお問い合わせください。

草津白根山(本白根山)の噴火警戒レベルは草津白根山防災会議協議会（草津町、嬭恋村、中之条町の地元自治体等）と調整して作成しました。

図4-2 草津白根山（本白根山）噴火警戒レベル（リーフレット（裏））

平成30年3月16日運用開始

草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (+ワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側へ約6kmの石津まで到達 ●火口から噴火が発生し、概ね3kmまで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね2kmまで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の発生またはその可能性。 過去事例 有史以降の事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 過去事例 有史以降の事例なし ●火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の発生。 過去事例 2018年1月23日：噴火により火口から約1kmの範囲に噴石飛散
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。

注1) ここでいう「火口」とは、2018年1月23日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこの領域の中心からの距離で表現している。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

※このレベルは地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

表3 草津白根山（本白根山）噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし 約 3,000 年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側へ約 6km の石津まで到達 火口から噴火が発生し、概ね 3km まで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし 約 3,000 年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。 住民は通常的生活。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね 2km まで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常的生活。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね 1km まで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 【過去事例】 2018 年 1 月 23 日：噴火により火口から約 1 km の範囲に噴石飛散

噴火予報	火口内等	1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏。
------	------	------------------------	---	-------------------	-----------

注1) ここでいう「火口」とは、2018年1月23日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこの領域の中心からの距離で表現している。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

1. 4 避難計画の基本的事項

(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

本計画では草津白根山(白根山(湯釜付近)及び本白根山)の噴火警戒レベルに準じて、火口周辺規制はそれぞれの火口から1km、入山規制はそれぞれの火口から2kmとする。

図5 「火口周辺規制及び入山規制の範囲」

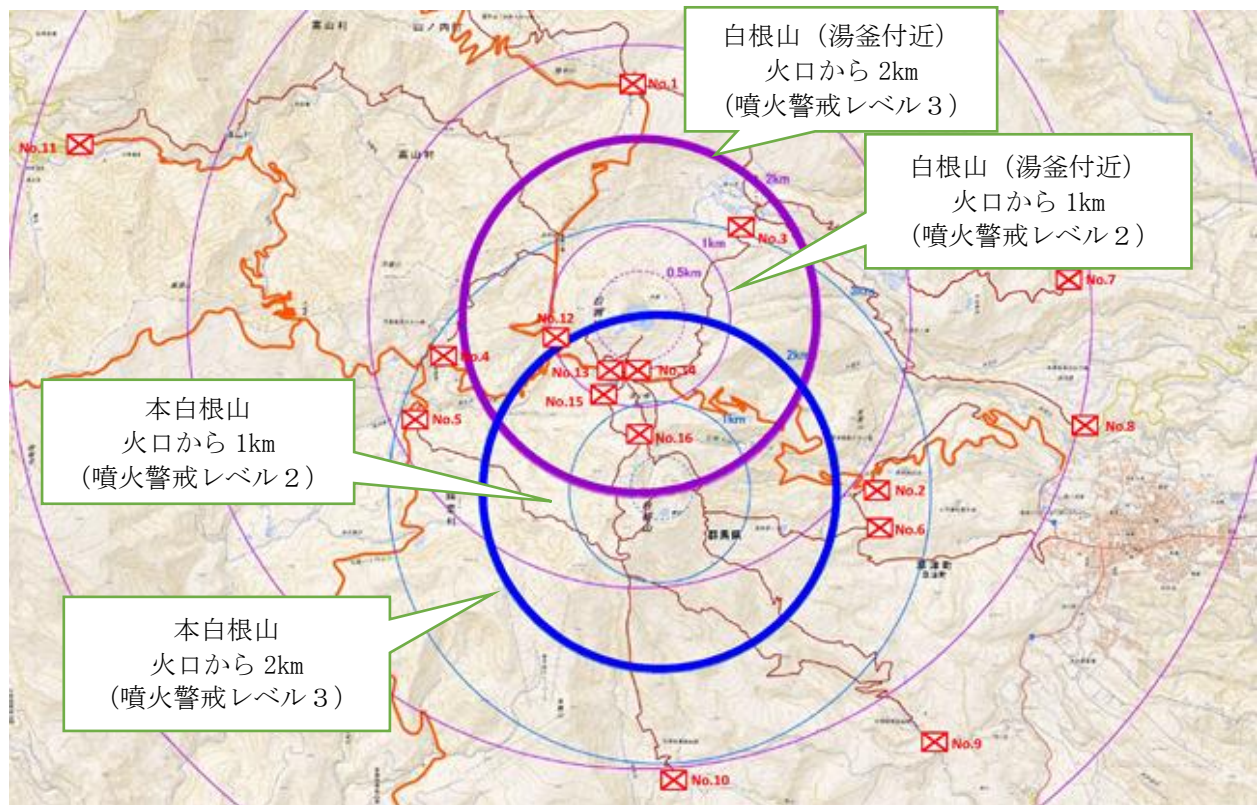


表4 噴火警戒レベル別の火口周辺規制及び入山規制位置

噴火警戒レベル	湯釜噴火時	本白根山噴火時
1	—	—
2 (レベル1以外)	No. 2(殺生ゲートからの車道(国道 292号)) No. 3(芳ヶ平ヒュッテから入山する登山道) No. 12(万座三差路からの車道(国道 292号)) No. 13(国道 292号から弓池周辺へ向かう登山道) No. 14(国道 292号から逢の峰へ向かう登山道) No. 16(山頂駅周辺から湯釜に向かう登山道)	No. 5(万座温泉南側から入山する登山道) No. 6(富貴原の池へ向かう遊歩道入口から入山する登山道) No. 9(白根硫黄鉱山跡から入山する登山道) No. 10(石津硫黄鉱山跡から入山する登山道) No. 14(国道 292号から逢の峰へ向かう登山道) No. 15(弓池南側から弓池周辺へ向かう登山道)
3 (レベル1、2以外)	No. 1(渋峠ホテルから入山する登山道・車道(国道 292号)) No. 4(万座温泉北側から入山する登山道・車道(県道 466号)) No. 6(富貴原の池へ向かう遊歩道入口から入山する登山道) No. 7(チャップミゴケ公園から入山する登山道) No. 8(県道 55号線から入山する登山道) No. 9(白根硫黄鉱山跡から入山する登山道) No. 11(県道 66号線から入山する登山道)	No. 1(渋峠ホテルからの車道(国道 292号)) No. 2(殺生ゲートからの車道(国道 292号)) No. 3(芳ヶ平ヒュッテから入山する登山道) No. 4(万座温泉北側からの車道(県道 466号)) No. 11(県道 66号線から入山する登山道)

※No. は、図5の規制位置 No. に該当

(2) 噴火警戒レベルに応じた避難対象範囲と避難対象者

草津白根山周辺の道路利用者と登山道等の登山者・観光客等を対象とする。

表5 避難対象範囲

レベル	白根山(湯釜付近) 対象範囲	本白根山 対象範囲
2	(国道 292号) ・殺生ゲート～万座三差路ゲート (遊歩道・登山道) ・白根レストハウス～芳ヶ平 ・白根レストハウス、山頂駐車場周辺(湯釜への登山道含む。)	(遊歩道・登山道) ・富貴原の池～本白根山(草津町) ・万座～本白根山(孺恋村) ・石津鉱山跡～本白根山(孺恋村)
3	(国道 292号) ・殺生ゲート～渋峠ゲート(途中の駐車スペースを含む。) (県道 466号) ・異常気象時交通規制ゲート～万座三差路 (遊歩道・登山道)	(国道 292号) ・殺生ゲート～万座三差路ゲート (県道 466号) ・異常気象時交通規制ゲート～万座三差路 (遊歩道・登山道)

	<ul style="list-style-type: none"> ・香草～芳ヶ平 ・元山（大平湿原）～芳ヶ平 ・万座～山田峠 ・渋峠～芳ヶ平 ・七味温泉（古道）～山田峠 	<ul style="list-style-type: none"> ・白根レストハウス～芳ヶ平 ・白根レストハウス、山頂駐車場 周辺（湯釜への登山道含む。）
--	---	---

※白根山（湯釜付近）及び本白根山におけるそれぞれの噴火警戒レベルに応じた規制位置については、巻末資料1「規制位置図」参照

ただし、草津白根山（白根山（湯釜付近））が噴火警戒レベル1の場合においても国道292号の湯釜火口から1km範囲内に当たる国道292号を通行させる際には、気象庁や火山専門家の意見を踏まえ、噴火が切迫又は発生したことを速やかに伝達できる監視・連絡体制を整備し、関係機関による十分な安全確保体制を構築した上で実施するものとする。（「2 事前対策 2.1 防災体制の構築（3）あらかじめ実施する安全対策」を参照）

2 事前対策

2. 1 防災体制の構築

(1) 県及び町村の体制

群馬県、長野県及び草津町、嬭恋村、中之条町、長野原町、高山村、山ノ内町は、草津白根山の噴火及び火山災害発生の恐れがある場合に、草津白根山の活動に関する情報等の収集や避難収容活動に関する調整、応急対策に係る連絡調整等を行い、相互応援体制の確立を推進し、避難等の防災対応にあたるため、噴火警戒レベルに応じた防災体制をとる。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は表6-1～3のとおりである。

表6-1 噴火警戒レベルに応じた本部体制等（群馬県・長野県）

噴火警戒レベル	群馬県	長野県
1	(なし)	※
2	(なし)	※
3	(なし)	※
4	災害警戒本部	※
5	災害対策本部	※

※ 状況に応じて変更の場合あり

表6-2 噴火警戒レベルに応じた本部体制等（草津町・嬭恋村・中之条町・長野原町）

噴火警戒レベル	草津町	嬭恋村	中之条町	長野原町
1	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
2	警戒本部	注意体制	(なし)	(なし)
3	警戒本部	警戒本部	(なし)	(なし)
4	災害対策本部	災害対策本部	災害警戒本部	災害警戒本部
5	緊急非常配備	緊急非常配備	災害対策本部	災害対策本部

表6-3 噴火警戒レベルに応じた本部体制等（高山村・山ノ内町）

噴火警戒レベル	高山村	山ノ内町
1	※	※
2	※	※
3	※	※
4	※	※
5	※	※

(2) 噴火警戒レベルと防災対応の概要

群馬県、長野県及び草津町、嬭恋村、中之条町、長野原町、高山村、山ノ内町の噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要は、表7-1及び表7-2のとおりである。

① 群馬県・長野県の防災対応の概要

表 7-1 群馬県・長野県の防災対応（概要）

噴火警戒 レベル	群馬県・長野県
1 活火山で あること に留意	—
2 火口周辺 規制	【白根山（湯釜付近）】 国道292号：殺生ゲート及び万座三差路ゲート閉鎖（群馬県） 【本白根山】 —
3 入山規制	【白根山（湯釜付近）】 国道292号：渋峠ゲート閉鎖（長野県） 県道牧干俣線：異常気象時交通規制ゲート閉鎖（群馬県） （県道466号） 【本白根山】 国道292号：殺生ゲート及び渋峠ゲート閉鎖（群馬県） 県道牧干俣線：異常気象時交通規制ゲート閉鎖（群馬県） （県道466号）
4 避難準備	避難状況の把握、災害警戒本部（群馬県） 【白根山（湯釜付近）及び本白根山】 国道292号：天狗山ゲート閉鎖（群馬県） 大前須坂線：高山村大字牧2657 - 22附近（高山村大字牧字福井原 （県道112号） 乙見橋）閉鎖（長野県）
5 避難	避難状況の把握、広域避難対策調整、災害対策本部（群馬県）

② 草津町・嬭恋村・中之条町・長野原町・高山村・山ノ内町の防災体制の概要

表 7-2 草津町・嬭恋村・中之条町・長野原町・高山村・山ノ内町の防災対応（概要）

噴火警戒レベル	対応等
1 活火山であることに留意	1 火山防災に関する周知（地域住民及び観光客等） ・町村ホームページ、パンフレット配布等 2 気象庁及び気象台からの火山活動状況の情報収集 【白根山（湯釜付近）】 1 湯釜火口から500m以内への立入りを禁止（草津町）（災害対策基本法（以下、法という。）第63条による） 【本白根山】 1 必要に応じて規制看板等設置
2 火口周辺規制	1 警戒本部体制（草津町）、注意体制（嬭恋村） 2 気象庁及び気象台からの火山活動状況の情報収集 3 地域住民及び観光客等への周知（草津町・嬭恋村） ・メール配信、防災無線等 【白根山（湯釜付近）】 1 白根レストハウス及び白根駐車場に情報提供と避難誘導（草津町） 2 湯釜火口から1km以内への立入りを禁止（法第63条による） ・白根レストハウス～芳ヶ平ヒュッテ（草津町） 3 規制看板等設置 【本白根山】 1 火口から1km以内への立入りを禁止（法第63条による） ・富貴原の池～本白根山（草津町） ・万座～本白根山（嬭恋村） ・石津鉦山跡～本白根山（嬭恋村）
3 入山規制	1 警戒本部体制（草津町・嬭恋村） 2 気象庁及び気象台からの火山活動状況の情報収集 3 地域住民及び観光客等への周知（草津町・嬭恋村・中之条町） ・メール配信、防災無線等 【白根山（湯釜付近）】 1 白根レストハウス及び白根駐車場への情報提供と避難誘導（草津町） 2 湯釜火口から2km以内への立入りを禁止（法第63条による） ・香草～芳ヶ平ヒュッテ（草津町） ・元山（大平湿原）～芳ヶ平ヒュッテ（草津町・中之条町） ・万座～山田峠（嬭恋村） ・渋峠～芳ヶ平ヒュッテ（山ノ内町） ・七味温泉（古道）～山田峠（高山村） 3 県道牧干俣線（異常気象時交通規制ゲート）で交通規制（嬭恋村） 4 芳ヶ平ヒュッテに避難指示（緊急）を発令（草津町） 5 規制看板等設置 【本白根山】 1 火口から2kmへの立入りを禁止（法第63条による） ・白根レストハウス～芳ヶ平ヒュッテ（草津町）
4 避難準備	1 災害対策本部体制（草津町・嬭恋村）、災害警戒本部体制（中之条町・長野原町） 2 避難状況の把握 3 万座プリンスホテルに三原料金所における通行の規制を依頼（草津町） 【白根山（湯釜付近）】 1 万座温泉地区（仮称）に避難準備・高齢者等避難開始を発令（嬭恋村）

	2 横手山頂地区に情報提供（山ノ内町） 【本白根山】 1 ・万座温泉地区に避難準備を発令（嬭恋村）
5 避難	1 緊急非常配備体制（草津町・嬭恋村）、災害対策本部体制（中之条町・長野原町） 2 避難状況の把握 3 広域避難対策調整

（3） あらかじめ実施する安全対策

国道292号の通行に当たっては、火山の状況を踏まえ、下記に示す安全対策を講じることとする。この他の対応については、気象庁や火山専門家の意見を踏まえ、草津白根山火山防災協議会において決定する。

① 国道292号の通行規制

草津白根山防災会議協議会において、あらかじめ群馬県（道路管理課）と草津町が協議の上、決定した規制内容を行うものとする。決定した規制内容については、群馬県及び草津町が公表する。

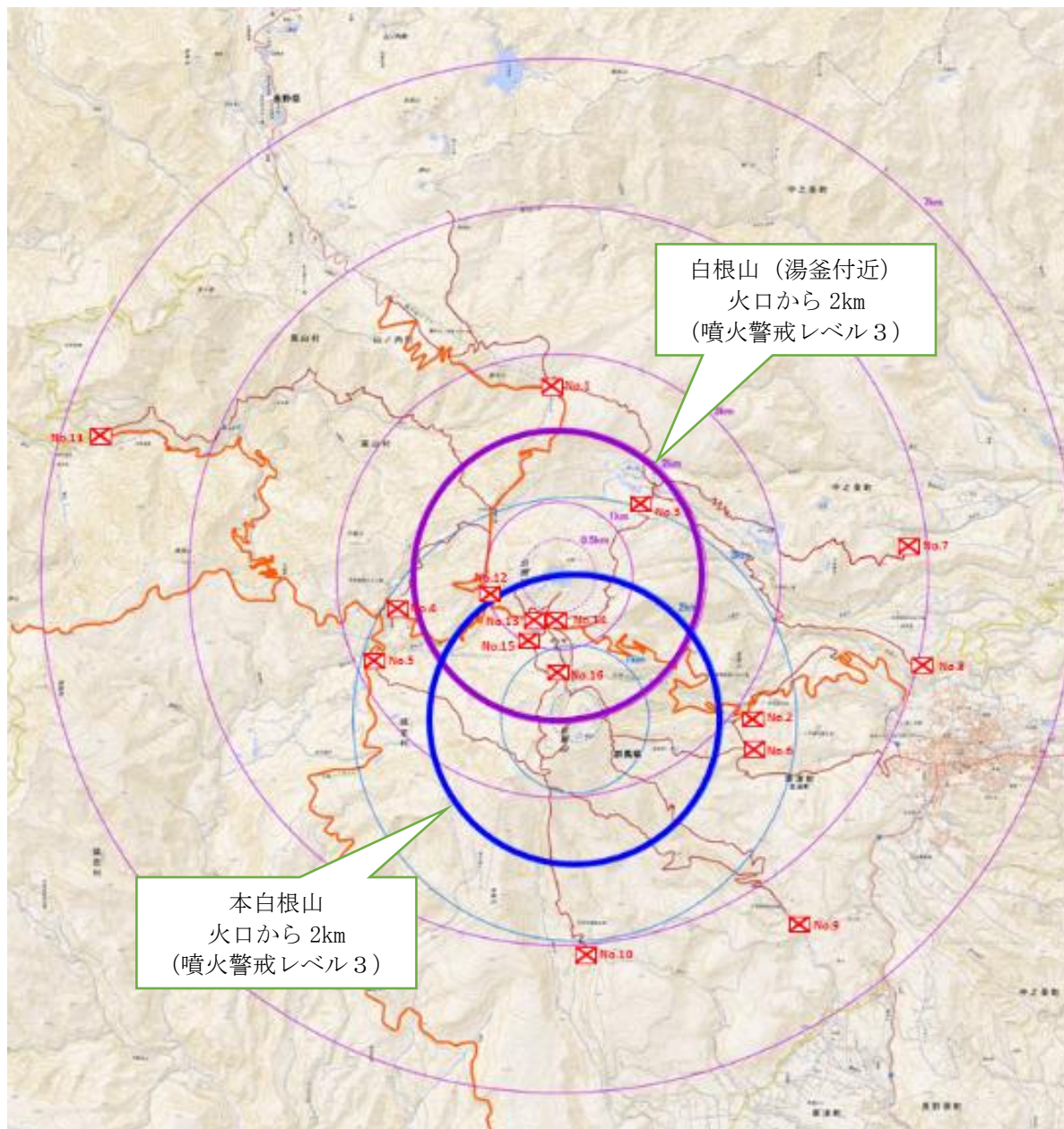
② 登山道の規制

草津白根山防災会議協議会において、あらかじめ群馬県と草津町が協議の上、決定した規制内容を行うものとする。湯釜～白根レストハウスの登山道を利用する場合は、火山監視員を配置するものとする。

(4) 規制看板等設置

細部位置については、巻末資料2「規制看板設置場所」参照

図6「規制看板設置場所」



2. 2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する予報・警報・情報

協議会構成機関が防災対応のために収集する火山に関する情報は表8のとおり。

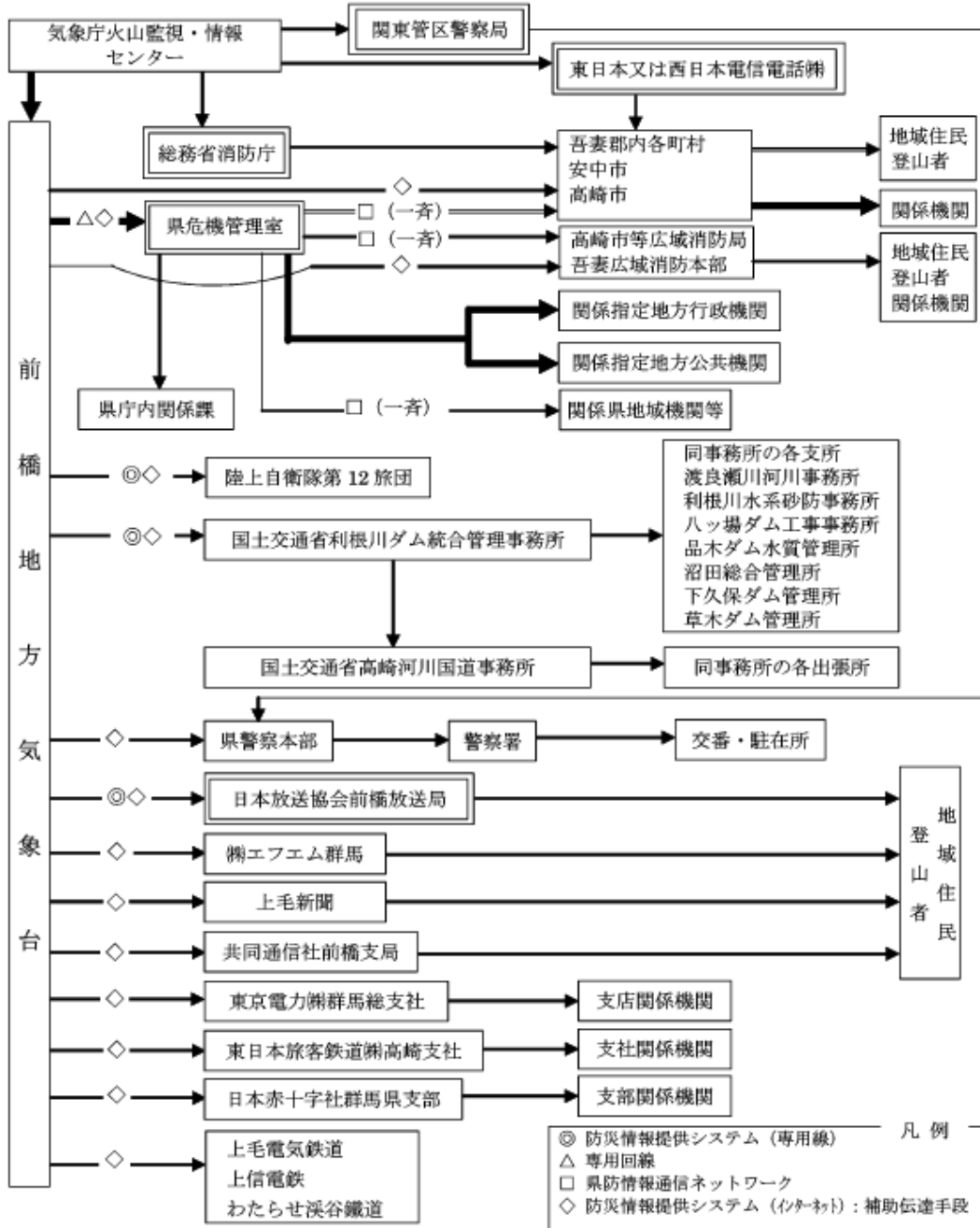
表8 収集する火山に関する情報

種類	内容	発信元
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に発表する。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられている。	気象庁
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報		
噴火予報	火山活動が静穏な状態が予想される場合、又は噴火警報を解除する場合に発表する。	
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。	
降灰予報（速報）	噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。	
降灰予報（詳細）	噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。噴火後20～30分程度で発表する。	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域に発表する。	
火山現象に関する情報等	○火山の状況に関する解説情報 火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表する。 ○火山活動解説資料 地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に発表する。 ○月間火山概況 前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。 ○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を報ずる情報。	
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。 登山者や周辺住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。	
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が予想される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省

(2) 噴火警報等の伝達系統図

気象庁が発表する噴火警報、噴火予報、降灰予報等は、下図により伝達される。

【図7 噴火警報等の伝達系統図（群馬県）】



- 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 注) 太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特措置法第12条によって、通報もしくは伝達の措置が義務づけられている伝達経路。
 注) 二重線の経路は、
 ・ 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」通報もしくは要請等
 ・ 特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措が義務づけられている伝達経路。

※長野県においては現在調整中

(3) 火山異常現象発見の通報

火山の異常現象等を発見した者は、法第54条（発見者の通報義務）により、町村又は警察署等に通報する。

通報を受けた町村又は警察署等は、速やかに下記の関係機関へ連絡する。

① 連絡すべき関係機関

表9 連絡すべき関係機関

関係機関	電話番号
草津町（総務課）	0279-88-0001
群馬県危機管理室	027-226-2245
長野県危機管理防災課	026-235-7184
前橋地方気象台	027-896-1220
長野地方気象台	026-232-3773
(株)草津観光公社	0279-88-4050

この他に、草津町内タクシー・バス営業所を通じ、運転手等に草津白根山の異常を発見した時は情報を提供するよう依頼するとともに、渋峠ホテル、草津温泉、万座温泉の旅館等に呼びかけ、草津白根山の異常に関する情報を知り得た時は、直ちに情報を提供するよう依頼する。

② 通報事項

ア 通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、表10のとおりである。

なお、住民や登山者・観光客及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生（発見）場所については正確な情報の把握に努める。

表10 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・山、崖等の崩壊 ・地割れ、土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	<ul style="list-style-type: none"> ・噴気口及び火口の拡大、新たな火口等の発生 ・噴気及び噴煙の量の増減、山麓での降灰、噴石現象の有無 ・噴気及び噴煙の色、臭気、湿度の異常等
○源泉の異常	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい源泉の発見 ・既存源泉の枯渇 ・源泉の量、成分、臭気、濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい地熱地帯の発見 ・地熱による草木の立ち枯れ等 ・動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	<ul style="list-style-type: none"> ・水量、濁度、臭い、色、温度の異常 ・死魚の浮上 ・軽石、気泡の発生

○有感地震の発生及び群発	・有感地震の発生や多発
○鳴動の発生	・山鳴り、火山雷の頻発

イ 異常現象の調査と速報

群馬県、長野県及び草津町、嬭恋村、中之条町、長野原町、高山村、山ノ内町の職員は、通報を受けた後、安全管理上問題の無い範囲で直ちに現場を調査し、次の内容を気象庁に速報する。

○速報の内容

- ・発生の実事（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ・発生場所（どこで確認されたか）
- ・発生による影響（住民、登山者・観光客等、動植物、施設への影響）

また、通報を受けた前橋地方気象台は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

(4) 現場誘導員による現地観測体制（現場誘導員を配置した場合）

本宮～万座三差路における車両の通行実施に当たって現場誘導員を配置する場合、現場誘導員は、異常な状態及びその他表面現象（新たな噴気孔の発見など）を目視にて監視し、併せて異常時における通報や通行車両の避難誘導を迅速に行う。

現場誘導員への連絡については、携帯電話及び衛星携帯電話により情報伝達を行うものとする。

2. 3 避難のための事前対策

(1) 避難の基本的な考え方

「草津白根山（白根山（湯釜付近）・本白根山）噴火警戒レベル」に基づき、小・中規模噴火、又はそれ以上の噴火により発生する噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流（火災サージ）及び融雪型火山泥流の被害予想地域の住民を対象とした「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」（以下「避難勧告等」という。）の発令を基本とする。

本計画においては、草津白根山一帯の登山者・観光客等の避難を対象とする。避難広報等を行う場合は、次の事項を重視する。

- ① 登山者・観光客等の生命身体の安全を第一優先に考えての避難広報を行う。
- ② 登山者・観光客等の避難については、群馬県、草津町と白根山頂付近観光施設（白根レストハウス・駐車場）が、火山情報の共有を図る。
- ③ 白根レストハウスを利用する場合は、白根レストハウス社員により下記対応を行う。なお、車両の避難誘導についてはP. 34による。

ア 警戒情報発令時

- i 駐車場の入口を閉鎖し、白根山（湯釜付近）から1km 規制の区域外へ退避誘導
 - ii 白根山（湯釜付近）から1km規制の区域外への退避命令等の案内放送
 - iii 白根レストハウス内外の観光客への退避誘導
- イ 噴火時
- i 駐車場の入口閉鎖及び駐車場内での避難誘導
 - ii 避難誘導等の案内放送
 - iii 白根レストハウス内外の観光客への避難誘導（最寄りの避難施設（避難壕又は白根レストハウス）への避難誘導又は可能な範囲内における個人車両利用による避難誘導）

この他、観光施設職員が別に定めるマニュアル等により、登山者・観光客等への避難の呼びかけ及び誘導により避難させる。

（２） 火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準

火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準は、概ね表 1 1 のとおりである。

表 1 1 火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準と範囲

情報の種類	発令基準	範囲
火口周辺規制	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合 	気象台が発表する警戒範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・白根山（湯釜火口から1km以内） ・本白根山（火口を中心とした1km以内）
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル 3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される場合 	気象台が発表する警戒範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・白根山（湯釜火口から2km以内） ・本白根山（火口から2km以内）
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル 4（避難準備）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・万座温泉 その他については想定される火山現象の範囲と火山活動の推移に応じて発令する範囲を判断する。
避難勧告 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル 3 の段階で発令が必要と認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・芳ヶ平ヒュッテ
	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル 4（避難準備）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉山レストラン

	<p>・噴火警戒レベル5（避難）が発表され居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態であり、住民を災害から保護する必要がある場合</p>	<p>想定される火山現象の範囲と火山活動の推移に応じて発令する範囲を判断する。</p>
--	---	---

（3） 避難勧告等の伝達方法

群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、避難勧告等を発令した場合は、次の方法で地域住民及び登山者・観光客等に伝達する。

- ① 防災行政無線（屋外スピーカー）
- ② 防災行政メール（登録制）
- ③ 緊急速報メール（エリアメール）
- ④ 県・町村ホームページ
- ⑤ 町村広報車による広報
- ⑥ 警察署、消防署、消防団による避難広報（車両、ヘリコプター等）
- ⑦ Lアラートの活用
- ⑧ 道路に設置している「道路情報板」により広報
- ⑨ 白根山頂付近観光施設（白根レストハウス・駐車場・芳ヶ平ヒュッテ）へは草津町から連絡し、施設職員により登山者・観光客等へ周知
- ⑩ 群馬県、長野県から各メディア（テレビ、ラジオ等）へ伝達
- ⑪ 火山監視員や現場誘導員による看板設置及びゲート閉鎖

(4) 避難対象地域及び避難場所、避難経路（方向）

① 避難対象地域

本計画における対象地域は、噴火警戒レベル2及び3（噴火なし）の警戒範囲である火口から1km及び2km以内の地域を対象とする。

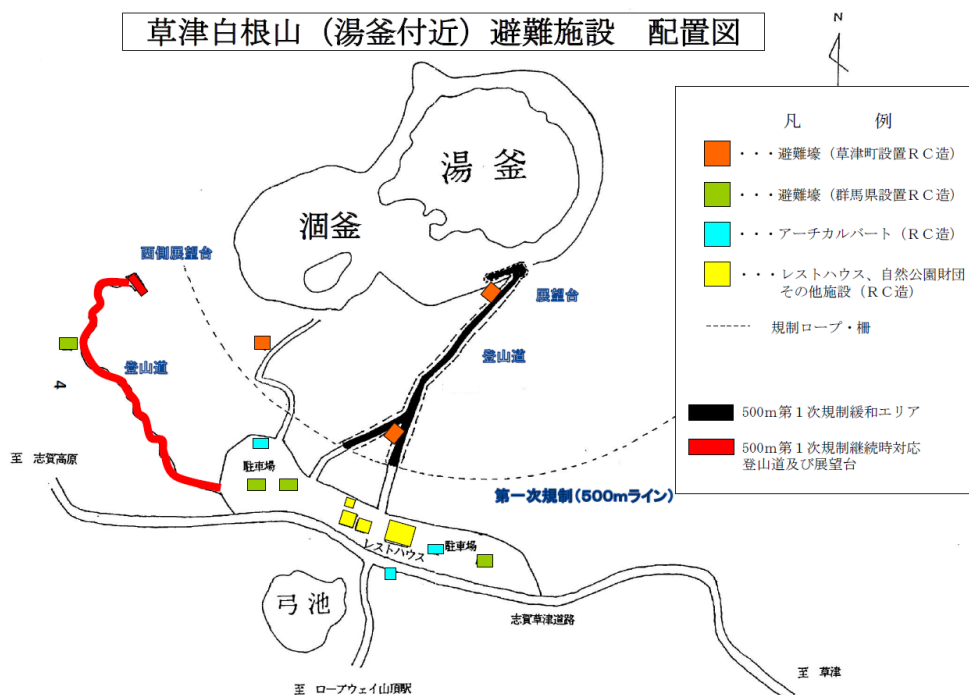
② 避難場所

白根山（湯釜付近）周辺における登山者・観光客等の緊急的な避難場所は、表12のとおりである。

表12 緊急的避難場所（湯釜周辺）一覧（13か所）

施設名	構造	面積
草津町設置：避難施設（3棟）	RC	90㎡
県休憩所（4棟）：避難可能部	RC	125㎡
アーチカルバート：（3か所）	RC	56.25㎡
白根レストハウス1階避難可能部	RC	128.34㎡
弓池休憩所避難可能部	RC	98㎡
自然公園財団1階避難可能部	RC	107㎡

図8 緊急的避難場所（湯釜周辺）位置図（13箇所）



また、本白根山噴火時の緊急的な避難場所は、次の箇所になる。

表 1 3 緊急的避難場所（本白根山）一覧（1 箇所）

施設名	構造	面積
富士見台駐車場	ボックスカルバート	26.25㎡

図 9 緊急的避難場所（本白根山）位置図（1 箇所）



③ 避難経路（方向）

白根山（湯釜付近）・本白根山噴火時の避難方向は、表14に示すとおりである。なお、表14に係る位置図を図10に示す。

表14 避難方向

地域	湯釜噴火時の避難方向・場所	本白根山噴火時の避難方向・場所
湯釜展望台周辺	付近の避難壕 (山頂駐車場)	同左
山頂駐車場	噴火口から避難する方向 ・一次的には周辺の避難壕 ・草津町側 ・万座温泉側 ・渋峠方向	同左
山中の遊歩道	噴火口から避難する方向 ・国道292号方向 ・芳ヶ平ヒュッテ方向 ・渋峠方向	噴火口から避難する方向 ・草津町方向 ・芳ヶ平ヒュッテ方向 ・渋峠方向
国道292号	噴火口から避難する方向 ・草津町側 ・万座温泉側 ・渋峠方向	同左
白根レストハウス周辺	草津町方向	山ノ内町（渋峠）方向
芳ヶ平ヒュッテ	草津町方向の遊歩道	同左

※ただし、芳ヶ平ヒュッテ及び草津白根（湯釜付近）山中の遊歩道については、火砕流の発生する恐れのある時は、渋峠側に避難を行うもの（赤矢印）とする。（図11）

図10 位置図（火口周辺）

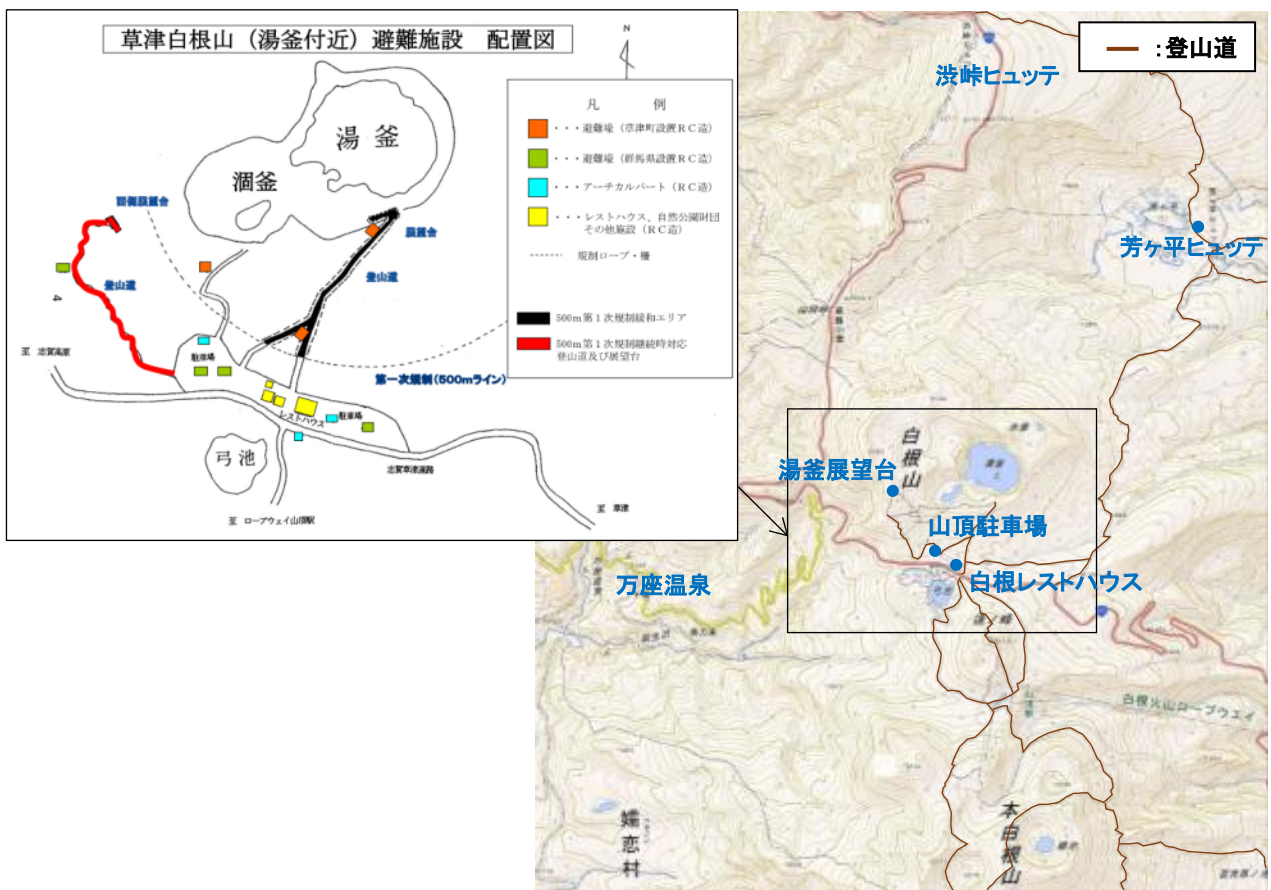
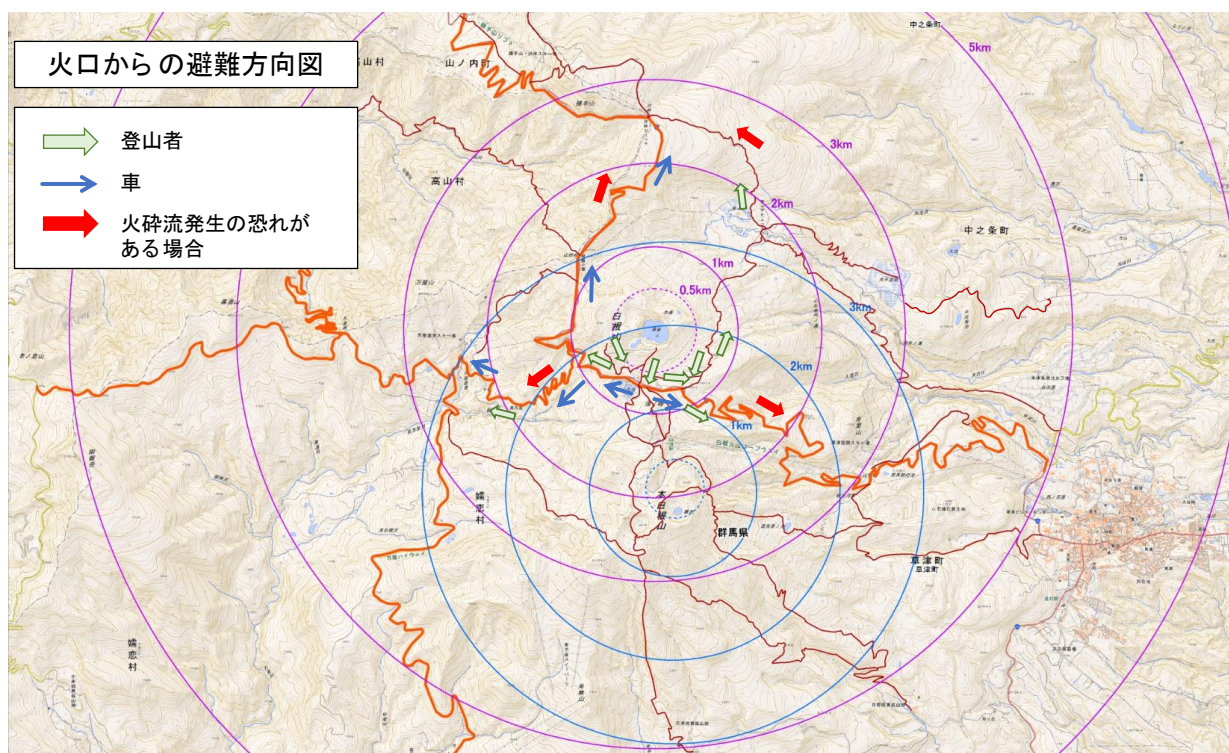


図 1 1 避難方向図



(5) 白根山（湯釜付近）山頂部からの避難経路

① 噴火警戒レベル2及び3（噴火なし）が発表された場合

登山者・観光客等は、白根山頂付近観光施設職員の誘導等により、国道292号を使用して、草津町、嬭恋村又は山ノ内町方向に避難する。

② 突発的噴火が発生した場合

白根山頂付近の避難壕等に一次避難後、施設職員の誘導等により、国道292号を使用して、草津町、嬭恋村又は山ノ内町方向に避難する。

(6) 避難手段の確保

白根山頂部及び登山道・遊歩道からの避難については、徒歩や自家用車等、各自の手段で避難することを基本とする。

また、突発的噴火発生により、山頂部周辺等から逃げ遅れた登山者・観光客等の避難方法として、群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、山ノ内町は、警察、消防、自衛隊等と連携して車両等による避難の調整を図るとともに、平時から災害時応援協定等に基づく輸送手段の確保に向けた取組を進める。

2. 4 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制

群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、山ノ内町は、避難した白根山頂付

近観光施設職員、登山者・観光客等の情報及び登山届により、避難状況を確認し相互に情報提供する等、情報共有体制を構築する。

また、行方不明者が発生した場合の救助活動に関して、群馬県、長野県が主体となり自衛隊、警察、消防等関係機関と連携協議し対応にあたる。

(2) 医療体制の整備

火山災害の場合、外傷等の直接的な被害を負う人に加え、火山灰の吸引による間接的な健康被害も考えられる。また、噴火による日常生活では経験しない自然現象の体験及び避難生活の長期化において、精神的な負担を抱える者が増大する。

このため、各自治体は医師会等と連携を図り、負傷者等の対応についての万全の医療体制を整備確立する。

(3) ヘリポート及び医療機関

噴火時の負傷者を緊急的に医療機関へ搬送する場合のヘリポート及び緊急医療機関は、以下のとおりである。

表15 ヘリポート

		名 称	所 在 地	面積 (東西) × (南北)
1	嬭恋村	総合グラウンド	嬭恋村大字芦生田557-1	100×200
2		東部こども園	嬭恋村大字鎌原1339	130×80
3		嬭恋村運動公園	嬭恋村大字大笹1-1	100×100
4		夏季スケート練習場	嬭恋村大字大前1120	80×70
5		田代グラウンド	嬭恋村大字田代438	70×60
6		干俣グラウンド	嬭恋村大字干俣1313	100×60
7	草津町	草津中学校	草津町草津464-27	80×100
8		天狗山第5駐車場	草津町草津字白根国有林158林班	14, 589
9		草津小学校	草津町草津3-1	14, 646
10		草津音楽の森ヘリポート	草津町草津字白根国有林154林班	1, 200

表16 医療機関

	名 称	所 在 地	電話番号
1	原町赤十字病院	東吾妻町原町	0279-68-2711
2	群馬県医師会群馬リハビリテーション病院	中之条町大字上沢渡2136	0279-66-2121
3	田島病院	中之条町大字中之条町1782	0279-75-3350
4	吾妻さくら病院	中之条町大字伊勢町782-1	0279-75-3055
5	吾妻広域町村圏振興整備組合立	中之条町大字五反田3891	0279-75-3332

	中之条病院		
6	長生病院	長野原町大字長野原71	0279-82-2188
7	国立療養所栗生楽泉園	草津町大字草津乙647	0279-88-3030
8	草津こまくさ病院	草津町大字草津字白根464-70	0279-88-4321
9	西吾妻福祉病院	長野原町大字大津字南746-4	0279-83-7111

2. 5 避難促進施設

白根山山頂部の避難促進施設は、表17のとおりである。

表17 避難促進施設

施設種別	施設名	連絡先
集客施設	白根山レストハウス	0279-88-7373
	白根山ビジターセンター	0279-88-6645

3 噴火時等の対応

本計画においては、火山の異常現象（火山性地震の多発、火山性微動の発生等）により、噴火警戒レベルが2若しくは3に引き上げられた場合と突発的な噴火が発生した場合の各県町村の防災対応等について記載する。

3. 1 異常現象により噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合の対応

(1) 防災体制

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、群馬県、草津町、嬭恋村、中之条町は、それぞれの防災体制（表6-1～3）をとるとともに協議会構成機関等と連携し対応にあたる。

草津白根山（白根山（湯釜付近）、本白根山）噴火警戒レベルで定められている火口周辺規制の範囲（それぞれの火口から1km以内）に基づき火口周辺規制を実施するとともに、白根山頂付近観光施設と連携して登山者・観光客等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

また、必要に応じて協議会を開催又は書面にて、今後、噴火により噴火警戒レベルがさらに引き上げられた場合に備え、入山規制や登山客等の避難、救助活動などの防災対応について協議を行う。

(2) 情報収集・伝達

群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、長野原町、高山村、山ノ内町は、噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、情報を収集するとともに関係機関等に情報を伝達し共有を図る。

① 群馬県・長野県

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、各町村や警察等の関係機関に情報を伝達し共有を図る。

また、住民、登山者・観光客等に対しては、県ホームページ等により噴火警戒レベル2への引上げについて周知する。

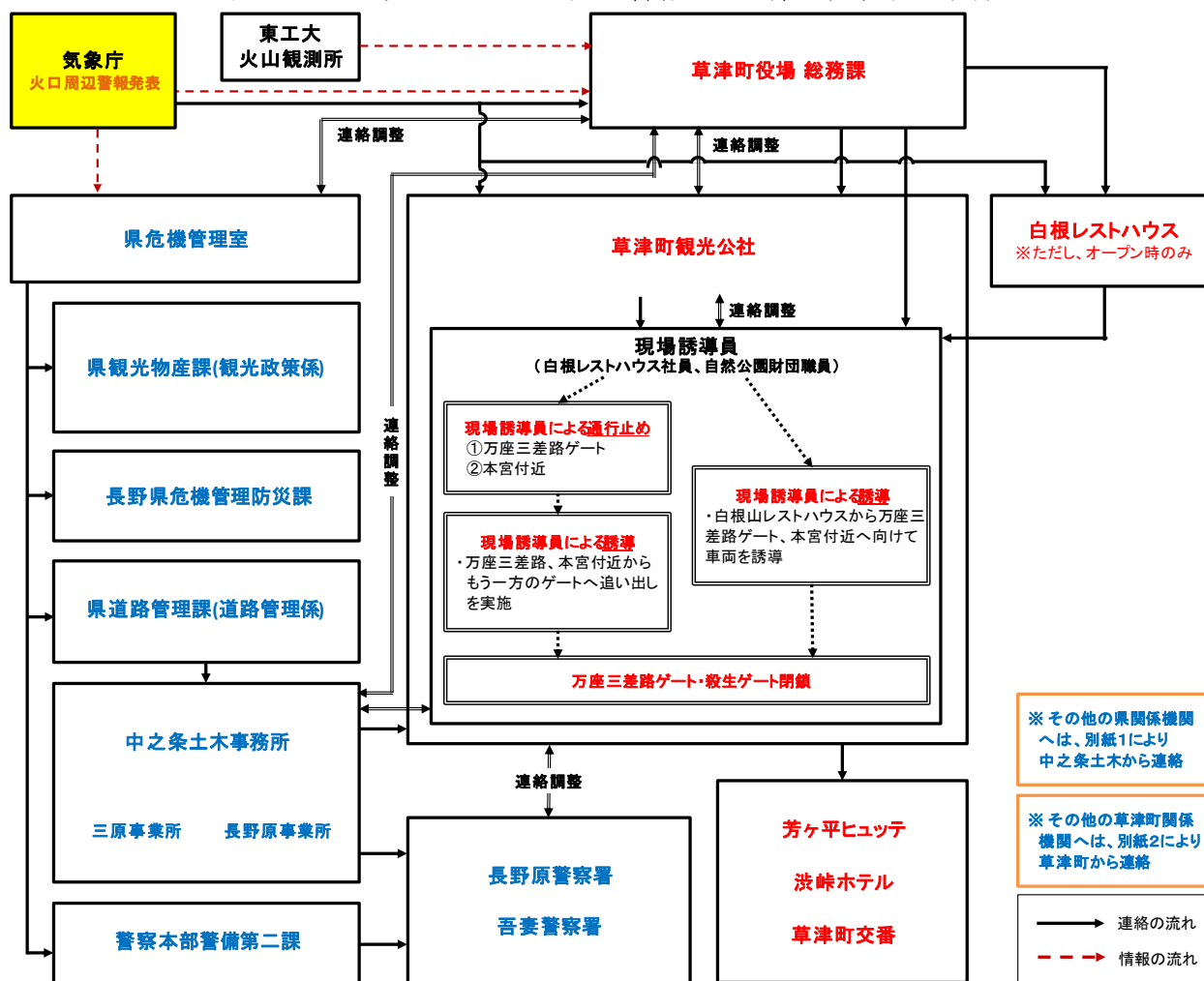
② 草津町、嬭恋村、中之条町、長野原町、高山村、山ノ内町

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、各町村の消防等の防災機関及び各観光協会、観光施設へ情報を伝達する。住民、登山者・観光客等に対しては、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

また、草津町は群馬県と連携し、白根山頂付近観光施設に情報を提供し、登山者・観光客等に周知する。

※巻末資料3「草津白根山 防災無線 メール 噴火警戒レベル別 例文」参照

図12 気象庁からの火口周辺警報により緊急閉鎖する場合



(3) 白根山頂付近からの登山者・観光客等の避難誘導

草津町から噴火警戒レベル引上げの情報を受けた白根山頂付近観光施設は、施設職員が連携協力し、別に定めるマニュアル等に基づき、登山者・観光客等の避難誘導等を行い、白根山頂から規制範囲外へ避難させる。

この際、状況により草津町は白根山頂付近観光施設職員と連携し、登山者・観光客等の避難誘導等を行う。

なお、車両の避難に当たっては以下の手順による。

ア A地点（本宮）・C地点（万座三差路）ゲート閉鎖

①A-C間：避難誘導実施又はバリケード

(i) A・C各地点にゲート（看板）を設置し、現地に残った者がUターンを指示

(ii) もう1人は「A→C」・「C→A」へ避難誘導を実施

②D地点（殺生ゲート）-A地点間：A地点でUターンを指示

イ B地点（白根レストハウス）の車両

①のA-C間で避難誘導をしている誘導車両と連絡調整しながら、避難誘導

の応援及びパトロールを実施

ウ 誘導車両がA地点（本宮）・C地点（万座三差路）に到着

ゲート又はバリケードを完全に閉鎖し、残っていた者を避難誘導し完了

エ D地点（殺生ゲート）ゲート閉鎖

D地点ゲートを閉鎖し、表示看板を設置後、A地点に向かい、残存する車両の避難誘導を行う。

一方、残った者がUターンを指示する。A地点到着後、車両が無いことを確認の上、D地点ゲートを完全閉鎖する。

※B地点の車両は、A・C各地点の避難誘導車両が通過するまでの間に通過する車両に対し圏外への移動を指示し、避難誘導車両確認後、D地点へ向かう。

※車両による避難が困難な場合には、地形及び地物を利用し、身の安全を確保できる場所に退避するよう促す。

※各地点の位置については、巻末資料4「国道292号避難誘導位置図」を参照。

（4） 道路・登山道規制

① 噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、表18のとおり登山道及び遊歩道を規制する。

② 国道292号通行止めの情報提供

道路管理者（群馬県）は、FAX等で関係機関へ国道292号通行止めの情報を提供するとともにホームページ等により住民等へ周知する。

③ 例外的な通過措置

白根山（湯釜付近）の噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、国道292号殺生ゲートから万座三差路の間は通行規制となるが、噴火警戒レベル2でも火山活動の状況を踏まえて、法律で定められた権限のある機関が責任をもって安全に関する措置を講じた上で、例外的に立入りを許可することができる。

なお、気象庁から以下のような火山活動の変化を観測した旨の連絡があった場合や、噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合、もしくは噴火した場合は立ち入りを規制する。（※）活発化を示す情報については、以下の基準を目安として判断する。

① 火山性地震が増加（任意の24時間で概ね15回以上、あるいは1時間以内に地震回数が5回以上）

② 火山性微動が発生

③ 湯釜火口付近の膨張を示す急激な地殻変動（ゆっくりとした膨張は除く）

④ 湯釜火口の水柱、噴気活動の活発化

上記の基準は目安であり、これ以外の観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合は、上記の基準以外でも連絡することがある。また、今後基準が見直しされることもある。

その他、東工大、火山監視員、現地誘導員から火山活動が活発化しているとの情報に基づいて草津町が判断することもある。

ア 立入時間

火山監視が可能な日の出から日没までの間で、草津町と道路管理者において決定する。

原則、冬季閉鎖解除後～10月14日 8:00～17:00
 10月15日～冬季閉鎖まで 8:00～16:30

イ 例外的な立入許可に必要な具体的安全対策

○ 火山監視体制の確保

気象庁火山監視・警報センターは、遠望、震動、傾斜等の常時監視を行うとともに、異常を観測した場合は、連絡系統に基づき速やかに関係機関に連絡する。

東京工業大学草津白根火山観測所は、平素の観測により異常を観測した場合は、速やかに気象庁、草津町に連絡する。

また、草津町は白根レストハウスに常時、火山監視員を配置し、表面現象や震動、異音、異臭等を目視等により監視するとともに、異常を認知した場合は、連絡系統に基づき速やかに関係機関に連絡する。

なお、それぞれの機関は情報を共有するための連携を強化する。

○ 目視等による火山監視ができない場合の措置

天候悪化により、目視等による火山監視ができない場合は、原則、立入りを規制する。

○ 開通前における通行の判断

草津町は、通行車両の誘導を行うため現地誘導員（以下、「誘導員」と言う）を配置する。

誘導員は、毎日開通前に殺生ゲートから万座三差路までのパトロールを実施し、道路状況、火山活動の異常や天候の確認を行い、草津町に報告する。

草津町及び道路管理者は、誘導員からの報告や気象庁による監視状況を踏まえた協議により、通行の可否を決定する。

ウ その他の安全対策

上記安全対策を含む緊急時の情報伝達手段や避難場所の確保、避難方法等については、巻末資料5「噴火警戒レベル2における国道292号の例外的な立入りに係る安全対策」に基づき実施する。

表18 国道292号・登山道の規制

レベル	国道292号関係（群馬県）	登山道
2	【白根山（湯釜付近）】 ・殺生ゲート ～万座三差路ゲート	【白根山（湯釜付近）】 ・白根レストハウス～芳ヶ平ヒュッテ （草津町）

		【本白根山】 ・ 富貴原の池～本白根山（草津町） ・ 万座～本白根山（嬭恋村） ・ 石津鉦山跡～本白根山（嬭恋村）
3	【白根山（湯釜付近）】 ・ 殺生ゲート～渋峠ゲート ・ 県道牧干俣線（466号）（異常気象時交通規制ゲート） 【本白根山】 ・ 殺生ゲート～渋峠ゲート ・ 県道牧干俣線（466号）（異常気象時交通規制ゲート）	【白根山（湯釜付近）】 ・ 香草～芳ヶ平（草津町） ・ 元山（大平湿原）～芳ヶ平（草津町・中之条町） ・ 万座～山田峠（嬭恋村） ・ 渋峠～芳ヶ平（山ノ内町） ・ 七味温泉（古道）～山田峠（高山村） 【本白根山】 ・ 白根レストハウス～芳ヶ平（草津町）

※ 「（団体名）」は規制の実施者を表す。

（5） 規制看板の設置

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合に、群馬県、草津町、嬭恋村は図1-3及び表1-9により、担当地域へ規制看板（火口周辺規制）を設置する。

図1-3 「噴火警戒レベル2における規制範囲」

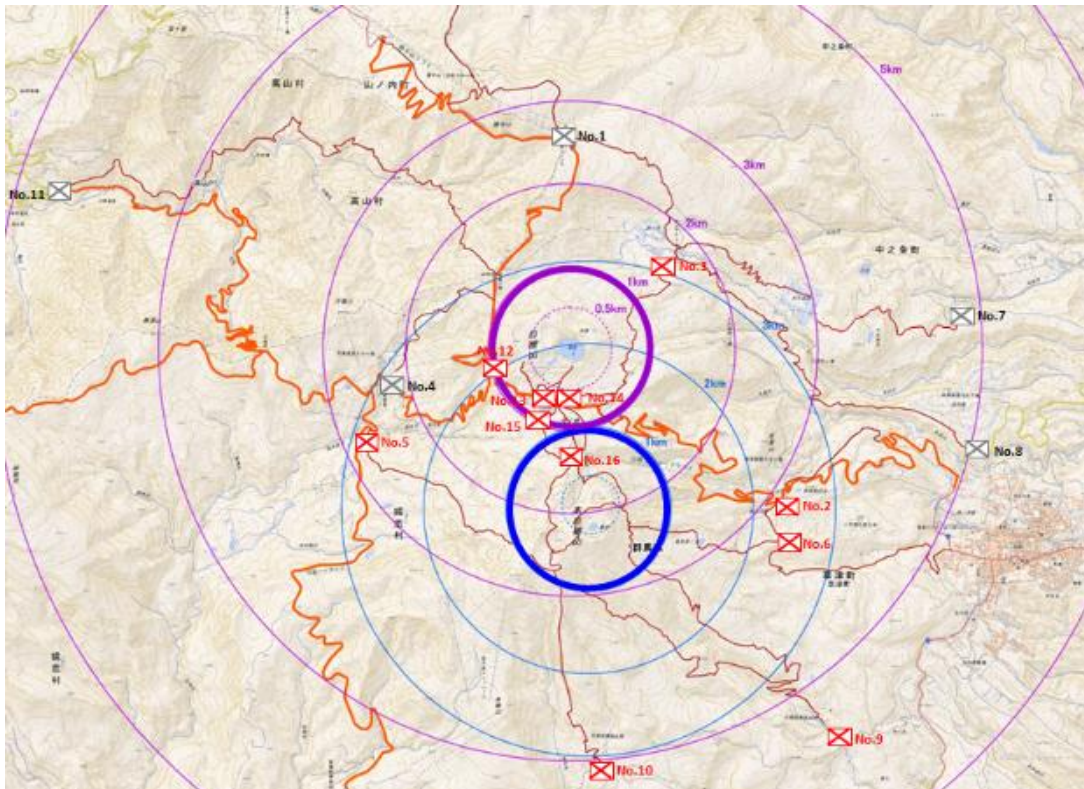


表19 噴火警戒レベル2における規制看板位置

噴火警戒レベル	白根山（湯釜付近）	本白根山
2 (レベル1以外)	No. 2(殺生ゲートからの車道(国道292号)) No. 3(芳ヶ平ヒュッテから入山する登山道) No. 12(万座三差路からの車道(国道292号)) No. 13(国道292号から弓池周辺へ向かう登山道) No. 14(国道292号から逢の峰へ向かう登山道) No. 16(山頂駅周辺から湯釜に向かう登山道)	No. 5(万座温泉南側から入山する登山道) No. 6(富貴原の池へ向かう遊歩道入口から入山する登山道) No. 9(白根硫黄鉱山跡から入山する登山道) No. 10(石津硫黄鉱山跡から入山する登山道) No. 14(国道292号から逢の峰へ向かう登山道) No. 15(弓池南側から弓池周辺へ向かう登山道)

3. 2 異常現象により噴火警戒レベルが2から3に引き上げられた場合の対応

(1) 防災体制

噴火警戒レベルが2から3に引き上げられた場合、群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、それぞれの防災体制（表6-1～3）をとるとともに協議会構成機関等と連携し対応にあたる。

協議会の構成機関は、草津白根山噴火警戒レベルで定められている規制の範囲（2km以内）に基づき、火山活動の状況も踏まえ、入山規制を実施するとともに、登山者・観光客等を安全に規制範囲外（2km以外）へ避難誘導等の処置を行う。

また、協議会を開催して、今後、噴火により噴火警戒レベルがさらに引き上げられた場合に備え、入山規制や登山客等の避難、救助活動などの防災対応について協議を行う。

(2) 情報収集・伝達

群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、噴火警戒レベルが2から3に引き上げられた場合、情報を収集するとともに関係機関等に情報を伝達し共有を図る。

① 群馬県・長野県

噴火警戒レベルが2から3に引き上げられた場合、各町村や警察等の関係機関に情報を伝達し共有を図る。

また、住民、登山者・観光客等に対しては、県ホームページ、ツイッター、防災ヘリコプター、ラジオ等により噴火警戒レベル3への引上げについて周知する。

② 草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町

噴火警戒レベルが2から3に引き上げられた場合、各町村の消防等の防災機関及び各観光協会、観光施設へ情報を伝達する。住民、登山者・観光客等に対しては、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

※巻末資料3「草津白根山 防災無線 メール 噴火警戒レベル別 例文」参照

(3) 登山者・観光客等の避難誘導

群馬県、長野県は噴火警戒レベルが2から3に引き上げられた場合には、ラジオ、メール等により規制範囲からの避難を登山者・観光客等に対して伝達するとともに、必要に応じて協議会構成機関の所有するヘリコプターによる上空からの避難広報を行う。

(4) 町村職員の登山道等への配置

草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、必要に応じて担当の登山口又は遊歩道入口に町村職員を町村災害対策本部等が示す時期まで配置し、下山する登山者・観光客等を把握するとともに、下山者から草津白根山の状況を聴取する。

(5) 道路・登山道規制

3. 1 「異常現象により噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合」の対応に準ずる。

(6) 規制看板設置

噴火警戒レベルが2から3に引き上げられた場合、群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、図14及び表20により、担当地域へ規制看板（入山規制）を設置する。

図14 「噴火警戒レベル3における規制範囲」

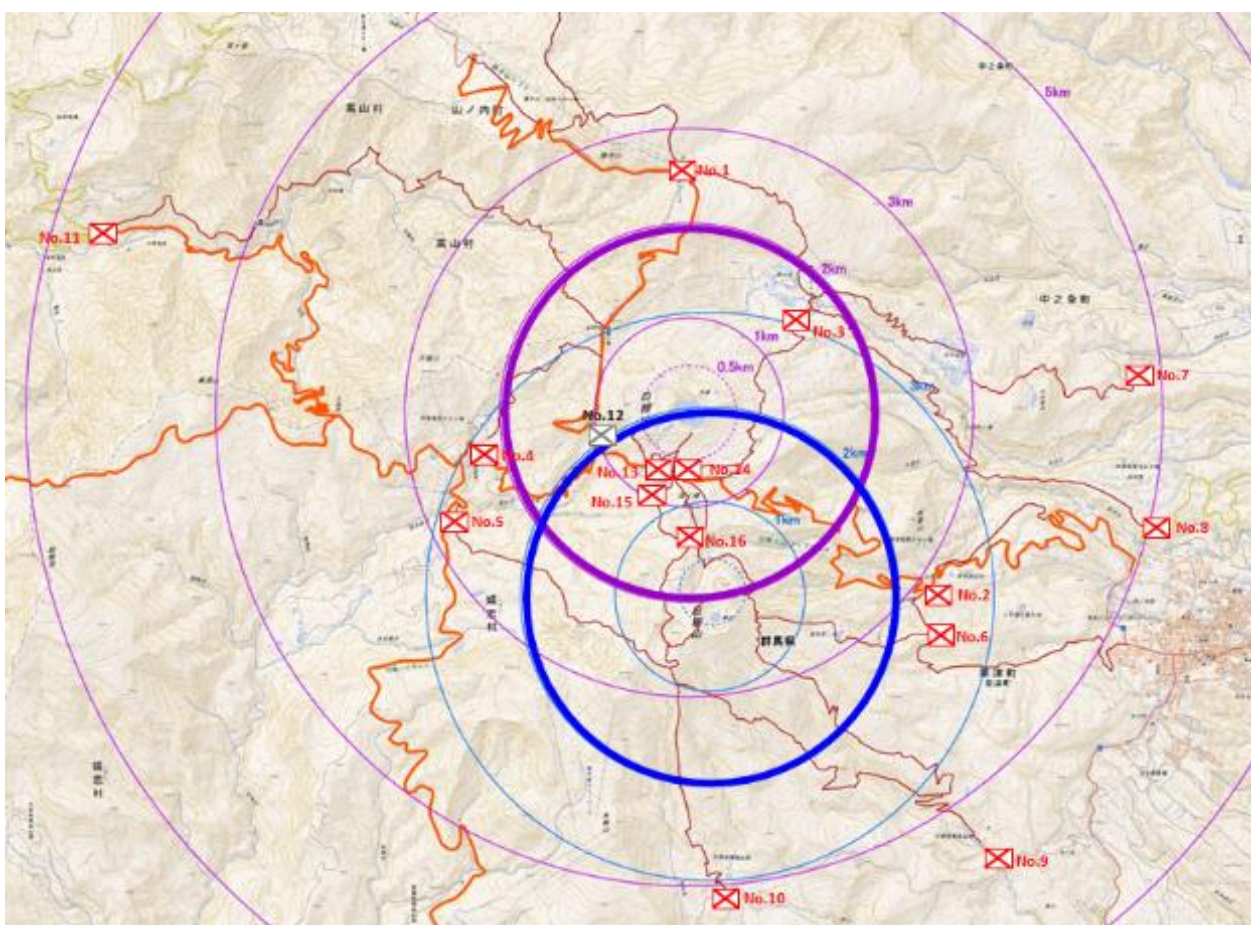


表20 噴火警戒レベル3における規制看板位置

噴火警戒レベル	白根山 (湯釜付近)	本白根山
3	No. 1(渋峠ホテルから入山する登山道・車道(国道292号))	No. 1(渋峠ホテルからの車道(国道292号))

(レベル 1、2 以外)	No. 4(万座温泉北側から入山する登山道・車道(県道466号)) No. 6(富貴原の池へ向かう遊歩道入口から入山する登山道) No. 7(チャツボミゴケ公園から入山する登山道) No. 8(県道55号線から入山する登山道) No. 9(白根硫黄鉱山跡から入山する登山道) No. 11(県道66号線から入山する登山道)	No. 2(殺生ゲートからの車道(国道292号)) No. 3(芳ヶ平ヒュッテから入山する登山道) No. 4(万座温泉北側からの車道(県道466号)) No. 11(県道66号線から入山する登山道)
--------------------	--	---

3. 3 突発的に噴火が発生した場合の対応

(1) 防災体制

突発的に噴火が発生した場合、群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとるとともに、協議会等関係機関と連携し避難対応にあたる。

なお、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

また、群馬県は、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会では、気象庁からの情報及び火山専門家からのアドバイス等により規制の範囲、噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流（火災サージ）及び融雪型火山泥流等の対応について協議する。

(2) 情報収集・伝達

群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、突発的に噴火が発生した場合、噴火に関する情報を収集するとともに関係機関等に情報を伝達し共有を図る。

① 群馬県・長野県

突発的に噴火が発生した場合、各町村、警察、自衛隊等の関係機関に情報を伝達し共有を図る。

また、県ホームページ、ツイッター、防災ヘリコプター（飛行可能な場合）、ラジオ等を活用し、また、各町村が住民等に対して行う周知活動を支援する。

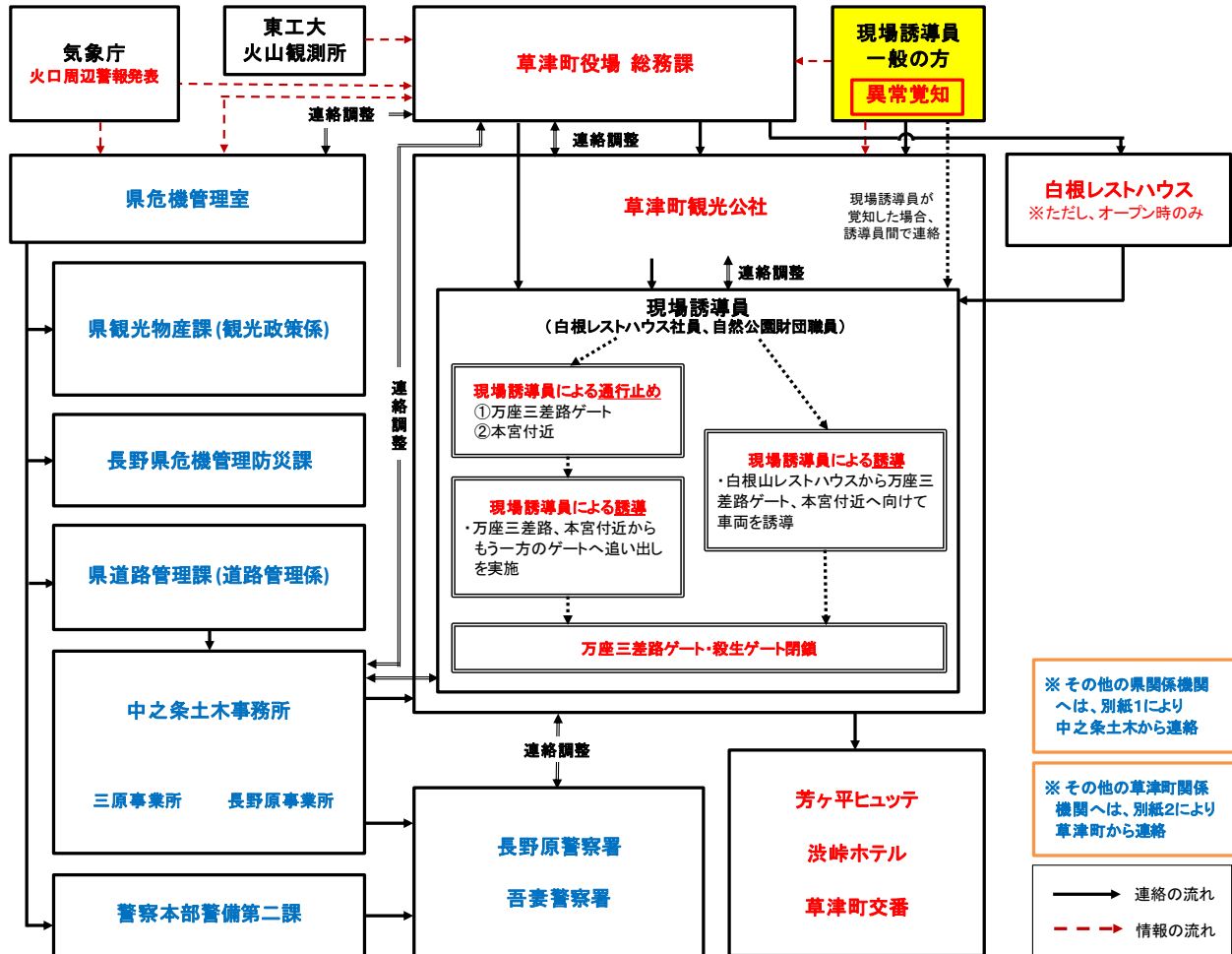
② 草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町

突発的に噴火が発生した場合、各町村の消防等の防災機関及び各観光協会、観光施設へ情報を伝達する。住民、登山者・観光客等に対しては、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

また、草津町は群馬県と連携し、白根山頂付近観光施設と連絡を図り、草津白根山頂付近の状況を把握する。

※ 巻末資料3「草津白根山 防災無線 メール 噴火警戒レベル別 例文」参照

図15 現場誘導員等の目視により異常を発見し、緊急閉鎖する場合



(3) 草津白根山頂付近の登山者・観光客等の避難誘導

噴火発生に伴い、白根山頂付近観光施設職員は、別に定めるマニュアル等に基づき、連携協力し、登山者・観光客等を観光施設建物等へ避難誘導する。避難状況を草津町へ逐次報告し、草津町は、群馬県をはじめ関係機関へ報告する。

白根山頂周辺観光施設職員の噴火時の対応等は、主に次のとおりである。

- ① 噴火発生認知を白根レストハウスへ通報（防災無線又は携帯電話）
（白根レストハウスは、草津町及び草津観光公社へ直ちに連絡）
- ② 登山者・観光客等への避難広報（ハンドマイク・既設放送設備等による）
- ③ 登山者・観光客等を各施設建物又は避難壕への避難誘導
- ④ 避難者の把握及び負傷者の応急処置
- ⑤ 草津町及び草津観光公社への対応報告
- ⑥ 避難車両誘導（国道292号が通行可能の場合）
- ⑦ 残置車両等の確認
- ⑧ 避難状況等を草津町へ報告

なお、車両の避難誘導についてはP. 34による。

(4) 町村職員の登山口等への配置

3. 2 (2) 「町村職員の登山口等への配置」の対応と同じ。

(5) 下山者からの情報収集

各ルートからの下山者を通じて草津白根山の状況を把握するとともに、ラジオ等の報道機関から下山者等に対して呼びかけ、草津白根山の状況及び避難状況等の情報を収集する。

(6) 緊急的な避難所の開設

草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、下山者を受け入れる緊急的な避難所を開設する。

各ルートでの町村職員は、下山者を近傍の避難所に誘導する。

緊急的な下山者の避難所は、表 2 1 のとおりである。

表 2 1 緊急避難所

避難所名	各ルート	担当町村
天狗山レストハウス	国道292号（草津町側） 芳ヶ平遊歩道（草津町側）	草津町
万座プリンスホテル	万座ハイウェイ	嬭恋村
チャツボミゴケ公園駐車場	芳ヶ平遊歩道（中之条町側）	中之条町
七味温泉	七味温泉山田峠間古道	高山村
渋峠ホテル	国道292号（山ノ内町側） 芳ヶ平遊歩道（山ノ内町側）	山ノ内町

(7) 道路・登山道

「表 1 8」に準ずる。

(8) 規制看板設置

突発的に噴火が発生した場合、発表される噴火警戒レベルに応じて表 1 9 及び図 1 3 又は表 2 0 及び図 1 4 により群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は担当地域へ規制看板を設置する。

3. 4 救助活動

(1) 行方不明者の把握

草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、警察と連携し、避難者・下山者や登山届等からの情報及び家族等からの通報により、行方不明者を把握し、各県及び協議会に報告し情報の共有を図る。

(2) 救助活動の体制

① 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置

搜索救助にあたる自衛隊、警察、消防（以下「搜索3隊」という。）は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。各町村は合同調整所等の設置場所及びヘリポートの要請があった場合には、場所等を提供するものとする。

② 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や救助活動実施の際には、搜索3隊に加え、必要に応じ、火山専門家、気象庁をはじめ、国土交通省、林野庁、環境省等が支援を行う。

③ 救助活動の範囲

群馬県・長野県、関係町村及び搜索3隊は、監視・観測データ等により予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等について、気象庁、火山専門家、国土交通省等からの情報提供や助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

④ 活動基準の設定

搜索3隊は、噴火時において、二次災害を防止し円滑な救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を設定する。

各隊の現場指揮官は、噴火時等における救助活動の可否の判断を速やかに行い、各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所等から災害対策本部等に速やかに報告する。

火山専門家、気象庁、国土交通省等は、監視観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

表2-2 天候や火山活動による活動基準

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果をもとに先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。

⑤ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

搜索3隊は、救助活動中に異常現象が発生した場合や噴火した場合に、一時

的に活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するため、複数の退避所等を設定する。

(3) 医療活動

行方不明者を発見し負傷している場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して受入等の協力を求めるものとする。

また、群馬県、長野県は必要に応じて速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

3. 5 災害対策基本法に基づく警戒区域

草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために特に必要があると認めるときは、群馬県及び長野県と連携して警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者・観光客等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、協議会の構成機関による協議会分科会等で協議する。

3. 6 報道機関への対応

(1) 草津町

協議会の事務局である草津町は、協議会の構成機関や観光関係団体等と情報を共有し、協議会で協議した対応方針や防災対応の状況についての情報を発信するとともに、報道機関からの取材・問い合わせに適時対応する。なお、専門的な説明が必要となる場合は、適宜、協議会の構成機関に対応を依頼する。

また、必要に応じて関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見では、関係機関が役割に応じて説明・対応する。（火山地域全体の防災対応の状況＝群馬県、住民・登山者等の避難や避難所等の状況＝町村、噴火警報や火山の活動状況＝気象庁、火山活動に係わる専門的知見からの解説＝火山専門家、道路等の規制状況＝警察及び道路管理者）

(2) 群馬県・長野県・嬭恋村・中之条町・長野原町・高山村・山ノ内町

群馬県・長野県・嬭恋村・中之条町・長野原町・高山村・山ノ内町は、地域住民及び観光客等への対応等に関する情報を発信する場合に備えて、両県及び各町村としても報道機関対応の窓口を設置する。

4 緊急フェーズ後の対応

4. 1 規制範囲の縮小又は解除

規制を実施している各町村は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、群馬県・長野県と連携して関係機関と協議する。

また、規制範囲を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

なお、群馬県、長野県及び各町村は、気象庁、火山専門家等による規制範囲内の観測機器の復旧及び現地調査の活動を支援する。

4. 2 風評被害対策

協議会の構成機関は、互いに連携しながら報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

特に草津白根山周辺には観光地が多く、季節を問わず多くの観光客が訪れることから、火山活動が影響を及ぼす範囲等をできるだけ分かりやすく、かつ積極的に情報提供等を行い、風評被害等が発生しないよう心掛ける。

群馬県、長野県、草津町、嬭恋村、中之条町、長野原町、高山村及び山ノ内町は、噴火活動の沈静後、協議会の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、積極的な情報発信を行い、地域の現状に係る情報を正確に伝えることにより、地域への影響が残らないように努める。

5 平常時からの防災啓発と訓練

5. 1 防災啓発

(1) 住民、登山者・観光客等への防災啓発

草津町、嬭恋村、中之条町、高山村、山ノ内町は、住民及び登山者・観光客等への啓発方法等について協議会で協議するとともに、各町村のホームページなどでも啓発を行うよう努める。

また、火山防災マップ等の作成配布や火山についての説明会、防災講演会等を気象庁や火山専門家と協力して開催するなど、住民及び登山者・観光客等の防災意識の高揚を図る。

群馬県及び長野県は、マップ作成や説明会、講演会等の支援を行うとともに、各町村への助言等を行う。

(2) 平常時からの登山者・観光客等への周知

草津白根山を訪れる登山者・観光客等に対して、気象庁発行の噴火警戒レベルのチラシ等を用いて注意喚起を図るとともに、平常時における湯釜～白根レストハウスの登山道を利用できる場合は、火山監視員を配置し、火山防災に対する啓発活動を併せて実施する。

また、白根山山頂部へ至る途中にある殺生河原や万座温泉の一部では、硫化水素ガスの噴出口が存在することから、これに対する注意喚起も行い、事故の未然防止に努める。

5. 2 防災訓練

草津白根山防災会議協議会は、噴火時の防災対応を円滑かつ迅速に行うため、関係機関と連携し、定期的に防災訓練を行うものとする。特に、平常時においては、山頂部に多くの観光客等がいることから、観光客等の避難誘導訓練を重点的に行うよう努める。

また、白根レストハウス及び山頂部の駐車場を管理する（株）草津観光公社及び（一財）自然公園財団は、日頃から観光客等の避難誘導を意識するよう心掛けるとともに、定期的な避難誘導訓練をはじめとする防災訓練を自主的に行うものとする。